③　大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

④　平成26年10月１日付け公示５⑴から⑸までに該当しないものであること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　共同企業体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年１月25日付け運輸省官会第93号）の別紙１に示された「●●設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格がＡ等級に認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務の契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「熊本空港国内線別棟新築設計●●・▲▲設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」（平成29年４月20日付け支出負担行為担当官大阪航空局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成し、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年４月20日

大阪航空局長　千山　善幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事概要

⑴　工事件名　熊本空港国内線別棟新築工事熊本空港国内線別棟新築設計技術協力業務（電子入札対象案件）

⑵　工事内容　本工事は、熊本空港ターミナルビル国内線別棟外の建築及び建築設備等に係る設計技術協力業務及び工事を行うものである。

１）設計技術協力業務（以下、「技術協力業務」という）

ⓐ　技術協力業務　１式

２）工事（以下、「建設工事」という）

ⓐ　工事内容　下記施設①～③にかかる、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、特殊設備工事（手荷物搬送システム（ＢＨＳ）、保安検査機器移設等）及び外構

①　国内線別棟新築　１式（規模：建約4,600㎡／延約4,900㎡、構造：未定、階数：平屋建一部２階）

②　ＣＩＱ車庫新築　１式（規模：建約60㎡／延約60㎡、構造：プレハブ、階数：平屋建）

③　現ＣＩＱ車庫撤去　１式（規模：建78㎡／延78㎡、構造：鉄骨造、階数：平屋建）

⑶　工事場所　熊本県上益城郡益城町小谷（熊本空港内）

⑷　工期

１）技術協力業務　契約締結の翌日から交渉成立予定日（平成30年３月30日）までを予定している。

２）建設工事　平成30年４月頃から平成31年12月頃までを予定している。

２　資格審査申請書の受付期間

平成29年４月20日から平成29年５月22日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の９時から17時まで。なお、平成29年５月22日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

３　申請の方法

⑴　申請書の交付場所　共同企業体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。

〒540―8559 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号大阪合同庁舎第４号館15階　大阪航空局総務部契約課契約係　電話番号06―6949―6206

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は⑴に示す申請書の交付場所と同じ。

①　４⑵③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

②　４⑶①から③までの要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類

③　４⑺により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同企業体としての資格及びその審査

⑴　構成員の数　構成員の数は２社又は３社の組合せとする。

⑵　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建築工事業」に格付けされた大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成28年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。

⑤　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。